

仕 様 書 （案）

1 事業名

令和8年度広島市高齢者在宅介護用品支給事業

2 対象地域

広島市内全域

3 対象者

広島市高齢者在宅介護用品支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定めるとおり。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 支給限度額

要綱第3条のとおり。

6 対象となる介護用品

(1) 本事業において取り扱う介護用品は、次の区分のとおりとする。

ア 紙おむつ

イ 尿とりパッド

ウ 介護用シーツ（使い捨てタイプ、洗い替えタイプ）

エ おしりふき

オ 使い捨て手袋

(2) 本事業に係る介護用品の支給品目、価格等は、広島市が指定した令和8年度広島市高齢者在宅介護用品支給取扱商品（以下「商品」という。）一覧による。

(3) 商品が製造中止になった場合等は、後継商品を取り扱うよう努めることとし、その商品について、別紙様式により事前に広島市の承認を受ける。

※ やむを得ない理由により、商品の取扱いが難しい場合は高齢福祉課へ相談すること。

(4) 事業者は、前記のほか、商品、価格等を追加、変更等する場合についても、別紙様式により事前に広島市の承認を受ける。

7 事業内容

(1) 商品の支給

(2) 商品の支給に係る連絡調整

8 事業実施方法

(1) 要綱、本仕様書及び広島市委託契約約款の定めるところにより実施する。

(2) 事業者は、広島市が介護用品の支給を決定した者（以下「支給対象者」という。）に対し、希望する商品を支給対象者等の居宅に配達する。

なお、配達業務を再委託する場合は、あらかじめ書面により委託先等を明確にした上で、広島市の承諾を得ること。

(3) 事業者は、支給対象者等が商品を選定する際の参考となるよう、本事業の商品のカタログを作成し、広島市が指定する部数を提出する。また、事業者は、広島市から依頼があった場合には、送付費用は事業者負担で支給対象者等にカタログ等を送付すること。

なお、本事業に関係のないサービスは記載しないこと。

(4) 広島市は、利用を希望する者から申請があった場合、その内容を審査し、介護用品の支給（配達事業者を含む）を決定する。（申請者は、申請の際、事業者が作成したカタログ等を参考に事業者を選定する。）

支給決定後、広島市は、決定通知書を支給対象者及び事業者に送付する。

- (5) 事業者は、支給する商品、数量及び配達日時等について支給対象者等と調整する。
- (6) 広島市は、7月1日を基準日として市民税課税状況の確認を行い、対象要件に該当しなくなった場合は、介護用品の支給の廃止を決定し、支給対象者へ通知する。また、事業者には、廃止を決定した者の名簿を送付する。

7月分の支給は、この名簿の送付の後に行うこと。

- (7) 配達は、1か月分又は2か月分をまとめて行う。
ただし、3月分の支給については、3月末までに完了すること。
- (8) 事業者は、訪問、電話等により、支給対象者等に対し、介護用品の取扱方法等について適切な助言・指導を行う。
- (9) 事業者は、商品の注文時及び配達時に介護を必要とする者の状況を確認し、本事業の支給要件に該当しなくなった場合や、死亡の場合は、届出書を提出させること。
- (10) 支給対象者等から商品、配達等について苦情があった場合は、その原因を十分調査し、誠意をもって説明し、解決するよう努めること。
- (11) 商品の注文はアプリ等の使用を可能とするが、アプリ等を導入する前に、広島市に内容を確認させること。

9 実績報告

事業者は、月ごとの実績を翌月の10日まで（3月は月末まで）に広島市に提出すること。

10 その他

- (1) 委託契約期間内の撤退は原則認めない。ただし、やむを得ない事情による撤退や受付体制の変更等を希望する場合は、これらを希望する日の3か月前までに本市へ協議を行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度協議の上、実施する。

別紙様式

届出書

令和 年 月 日

広島市長

住所
事業者名
代表者名

令和8年度広島市高齢者在宅介護用品支給事業委託契約における契約商品について、下記のとおり令和 年 月 日から変更したく承認願います。

記

(変更前)

注文番号	種類	メーカー名	商品名	サイズ	1 パック当たり	
					入数（枚数）	価格（円）

(変更後)

注文番号	種類	メーカー名	商品名	サイズ	1 パック当たり	
					入数（枚数）	価格（円）